

平成30年度「いい店ひろしま」顕彰事業 応募店舗(自薦)募集要項

1. 趣 旨

店舗演出、接客、ユニバーサルデザイン対応等の基本的商業機能が優秀と認められ、地域に根つき親しまれている小売店舗を「いい店ひろしま」として表彰します。

2. 実施主体

いい店ひろしま顕彰事業実行委員会

(公益財団法人広島市産業振興センター、広島商工会議所、広島市、広島市内8商工会)

3. 応募資格

- (1) 広島市内の中小企業者(中小企業支援法第2条に規定する中小企業者をいう。)が市内で営む小売店舗であること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 企業の活動に係る関係法令等を遵守し、反社会的行為をしていないこと。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する業種を営んでいないこと。
- (5) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でない取引行為をしていないこと。
- (6) 平成26年度から平成29年度までに「いい店ひろしま」として表彰を受けていないこと。
- (7) 事業開始(開店)から1年以上経過していること(応募締切時点)。

4. 募集期間

平成30年6月15日(金)～平成30年7月31日(火) 17時15分必着

5. 審 査

店舗演出、接客、ユニバーサルデザイン対応などを評価ポイントとして、職員及び専門審査員等が訪問調査し、審査します。

【訪問調査スケジュール】

平成30年 9月～10月頃 1次(職員等)

10月～11月頃 2次(専門審査員)

※ 審査期間中、店舗運営に支障のない範囲で、店舗の訪問調査(ヒアリング調査を含む。)をさせていただく場合がありますのであらかじめご了承ください。

※ 1次審査で選定された店舗

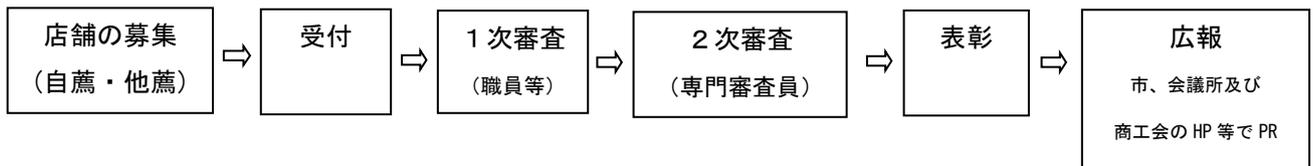
- ・ 市税を滞納していないことを証する書類(納税証明書等)を提出していただきます。
- ・ 事業開始(開店)3年未満の店舗(応募締切時点):直近2期分の決算書(個人の場合は確定申告書)の写しの提出、あるいは職員が決算書の書き取りを行います。
- ・ 事業開始(開店)3年以上の店舗(応募締切時点):営業年数を証する書類を提出していただきます。

※ 審査結果は2次審査終了後に通知します。また、「審査員等から寄せられたコメント」として評価された点、課題であるとされた点などをお知らせしますので以降の店舗経営の参考にしてください。

※ 選定結果及びその理由に関するお問い合わせには応じかねます。

※ 表彰が決定した店舗については、表彰式にご参加いただくとともに、報道発表しますので、あらかじめご了承ください。

6. 事業の流れ



7. 表 彰

- (1) 表彰店数 10店舗程度
- (2) 表彰方法 広島市長と広島商工会議所会頭又は商工会会長の連名による表彰状及び記念品の贈呈
- (3) 表彰時期 平成31年1月（予定）

8. 広 報

広島市、広島商工会議所などの広報誌やホームページに掲載するなど、広島市の優良店舗として広くPRします。

9. 応募方法

別添の応募申込書に必要事項を記入のうえ、店舗の写真（外観と内装部分各1枚）を添付し、下記提出先へ郵送又はご持参ください。

応募申込書は、各区役所、各区民文化センター、広島市中小企業支援センター、広島市役所商業振興課、広島商工会議所、市内各商工会などで配布するほか、[ホームページ](http://www.assist.ipc.city.hiroshima.jp/iimise/)からもダウンロードできます。URL:<http://www.assist.ipc.city.hiroshima.jp/iimise/>

ご希望の方には郵送いたします。

※ 提出された応募申込書等は返却いたしませんのでご了承ください。

10. 問い合わせ・提出先

〒733-0834 広島市西区草津新町一丁目21番35号
公益財団法人広島市産業振興センター 中小企業支援センター
(いい店ひろしま顕彰事業 実行委員会事務局)
TEL 082-278-8032 FAX 082-278-8570